

1. 定期預金規定

お預け入れのご預金は、次の〈共通規定〉のほか各預金規定によりお取り扱いさせていただきます。

〈共通規定〉

1. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。
不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ（証書式の場合は証書と引換えに）、当店で返却します。

2. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するとき、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。
- (2) この預金の一部について解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。
- (3) 満期日自動解約の指定がある場合は、第1項にかかわらず通帳記載の満期日（最長預入期限）に自動的に解約します。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座へ入金します。

なお、元利金を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。

- (4) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。

預金者が当行に対して行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

預金者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当したことが判明した場合、および次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められた関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

B．法的な責任を超えた不当な要求行為

C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E．その他前各号に準ずる行為

3．（通帳の効力）

満期日自動解約により満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座へ入金した後は、通帳の当該受入れの記載は無効となります。

4．（届出事項の変更、通帳（証書）の再発行等）

(1) 通帳（証書）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 通帳（証書）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。なお、証書の再発行は行いません。

(3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

5．（成年後見人等の届け出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

6．（印鑑照合）

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

7．（譲渡、質入れの禁止）

(1) この預金および通帳（証書）は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

8．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、また当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9.（口座の自動閉鎖）

以下の条件にすべて該当する定期預金口座は、口座閉鎖いたします。なお、総合口座定期預金も対象となります。

- (1) 口座残高がゼロであること
- (2) 未記帳明細がないこと
- (3) 最終取引日から2年経過していること

10.（規定等の変更）

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上
(2019年6月現在)

自動継続期日指定定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳（証書）記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。
満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（通帳（証書）記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1ヵ月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。
- (2) 指定された満期日から1ヵ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1ヵ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。）によって1年複利の方法で計算します。
1年以上2年未満
通帳（証書）記載の「2年未満」の利率
2年以上
通帳（証書）記載の「2年以上」の利率
（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法により、継続日に指定口座へ入金するか、または継続日に元金に組入れて継続します。
ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。

(4) 指定された満期日から1ヵ月以内に解約する場合または継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(5) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および共通規定第2条第4項により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の乃至の利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率とします。

6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
6ヵ月以上1年未満	2年以上利率×20%
1年以上1年6ヵ月未満	2年以上利率×30%
1年6ヵ月以上2年未満	2年以上利率×40%
2年以上2年6ヵ月未満	2年以上利率×50%
2年6ヵ月以上3年未満	2年以上利率×60%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（規定等の変更）

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上
(2019年6月現在)

自由金利型定期預金（M型）〔単利型〕規定

1.（預金の支払時期）

この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後（満期日自動解約の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日にあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」）と、中間払利息を定期預金とすることができます。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

ただし、中間払利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。

B. 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後（満期日自動解約の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および共通規定第2条第4項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の乃至の利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率とします。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

預入日の1ヵ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|--------------|----------------|
| A. 6ヵ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B. 6ヵ月以上2年未満 | 約定利率×50% |

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|----------------|----------------|
| A . 6 ヶ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B . 6 ヶ月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C . 1年以上3年未満 | 約定利率×50% |

預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|------------------|----------------|
| A . 6 ヶ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B . 6 ヶ月以上1年未満 | 約定利率×20% |
| C . 1年以上1年6 ヶ月未満 | 約定利率×30% |
| D . 1年6 ヶ月以上2年未満 | 約定利率×40% |
| E . 2年以上2年6 ヶ月未満 | 約定利率×50% |
| F . 2年6 ヶ月以上4年未満 | 約定利率×60% |

預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|------------------|----------------|
| A . 6 ヶ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B . 6 ヶ月以上1年未満 | 約定利率×15% |
| C . 1年以上1年6 ヶ月未満 | 約定利率×20% |
| D . 1年6 ヶ月以上2年未満 | 約定利率×30% |
| E . 2年以上2年6 ヶ月未満 | 約定利率×35% |
| F . 2年6 ヶ月以上3年未満 | 約定利率×40% |
| G . 3年以上3年6 ヶ月未満 | 約定利率×50% |
| H . 3年6 ヶ月以上5年未満 | 約定利率×60% |

預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|------------------|----------------|
| A . 6 ヶ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B . 6 ヶ月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C . 1年以上1年6 ヶ月未満 | 約定利率×15% |
| D . 1年6 ヶ月以上2年未満 | 約定利率×20% |
| E . 2年以上2年6 ヶ月未満 | 約定利率×25% |
| F . 2年6 ヶ月以上3年未満 | 約定利率×30% |
| G . 3年以上3年6 ヶ月未満 | 約定利率×40% |
| H . 3年6 ヶ月以上4年未満 | 約定利率×50% |
| I . 4年以上4年6 ヶ月未満 | 約定利率×60% |
| J . 4年6 ヶ月以上5年未満 | 約定利率×70% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3 . (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、第2条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、証書を発行しないこととし、次により取扱います。

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

中間利息定期預金の内容については別途に通知します。

なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するとき、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。

中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。

この預金に満期日自動解約の指定がある場合、中間利息定期預金はこの預金とともに自動的に解約します。

4.（規定等の変更）

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上

(2019年6月現在)

自由金利型定期預金（M型）〔複利型〕規定

1.（預金の支払時期）

- (1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 第1項にかかわらず、満期日前においてもこの預金の一部を解約することができます。
この場合、第3条の定めにより取扱うこととします。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、満期日以後（満期日自動解約の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および共通規定第2条第4項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の乃至の利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率とします。

預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6ヵ月以上1年未満	約定利率×20%
C. 1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×30%
D. 1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×40%
E. 2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×50%
F. 2年6ヵ月以上4年未満	約定利率×60%

預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6ヵ月以上1年未満	約定利率×15%
C. 1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×20%
D. 1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×30%
E. 2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×35%
F. 2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×40%
G. 3年以上3年6ヵ月未満	約定利率×50%
H. 3年6ヵ月以上5年未満	約定利率×60%

預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A. 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
----------	----------------

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

B . 6 ヶ月以上 1 年未満	約定利率 × 10%
C . 1 年以上 1 年 6 ヶ月未満	約定利率 × 15%
D . 1 年 6 ヶ月以上 2 年未満	約定利率 × 20%
E . 2 年以上 2 年 6 ヶ月未満	約定利率 × 25%
F . 2 年 6 ヶ月以上 3 年未満	約定利率 × 30%
G . 3 年以上 3 年 6 ヶ月未満	約定利率 × 40%
H . 3 年 6 ヶ月以上 4 年未満	約定利率 × 50%
I . 4 年以上 4 年 6 ヶ月未満	約定利率 × 60%
J . 4 年 6 ヶ月以上 5 年未満	約定利率 × 70%

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

3 . (預金の一部解約)

(1) この預金は、預入日の 6 ヶ月後の応当日以後であれば、満期日前に預金の一部を解約することができます。ただし、預金の一部を解約することにより、当初預入時の預金金額と一部解約後の預金金額において、当行所定の金額階層区分が相違する場合は、当該預金の一部解約はできません。

(2) この預金の一部を解約するときは、1 万円以上の金額で指定してください。

この場合の利息については、第 2 条第 3 項の規定を準用します。

(3) 一部解約後のこの預金は、この預金規定により取扱います。

4 . (規定等の変更)

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上

(2019 年 6 月現在)

自由金利型定期預金（M型）〔据置複利型〕規定

1.（預金の支払時期）

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の6ヵ月後の応当日（通帳（証書）記載の据置期間満了日）から預入日の5年後の応当日（通帳（証書）記載の最長預入期限）までの間の任意の日を指定することができます。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から最長預入期限の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率によって6ヵ月複利の方法で計算し、最長預入期限以後（満期日自動解約の場合は最長預入期限）にこの預金とともに支払います。

ただし、据置期間満了日から最長預入期限の前日までの間の任意の日を満期日とした場合は、預入日から満期日の前日までの日数および預入期間に応じた当行所定の利率によって6ヵ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を据置期間満了日前に解約する場合および共通規定第2条第4項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3.（預金の一部解約）

- (1) この預金の一部を解約することにより、当初預入時の預金金額と一部解約後の預金金額において、当行所定の金額階層区分が相違する場合は、当該預金の一部解約はできません。
- (2) この預金の一部を解約するときは、1万円以上の金額で指定してください。
この場合の利息については、第2条第1項の規定を準用します。
- (3) 一部解約後のこの預金は、この預金規定により取扱います。

4.（規定等の変更）

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上

(2019年6月現在)

自動継続自由金利型定期預金（M型）〔単利型〕規定

1.（自動継続）

(1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。

継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同様とします。）から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

預入日の1ヵ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

金の間接払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。

また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および共通規定第2条第4項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の 乃至 の利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率とします。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

預入日の1ヵ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------------|
| A．6ヵ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B．6ヵ月以上2年未満 | 約定利率×50% |

預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------------|
| A．6ヵ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B．6ヵ月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C．1年以上3年未満 | 約定利率×50% |

預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------------|
| A．6ヵ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B．6ヵ月以上1年未満 | 約定利率×20% |
| C．1年以上1年6ヵ月未満 | 約定利率×30% |
| D．1年6ヵ月以上2年未満 | 約定利率×40% |
| E．2年以上2年6ヵ月未満 | 約定利率×50% |
| F．2年6ヵ月以上4年未満 | 約定利率×60% |

預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|-------------|----------------|
| A．6ヵ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B．6ヵ月以上1年未満 | 約定利率×15% |

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

C . 1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×20%
D . 1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×30%
E . 2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×35%
F . 2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×40%
G . 3年以上3年6ヵ月未満	約定利率×50%
H . 3年6ヵ月以上5年未満	約定利率×60%

預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A . 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B . 6ヵ月以上1年未満	約定利率×10%
C . 1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×15%
D . 1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×20%
E . 2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×25%
F . 2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×30%
G . 3年以上3年6ヵ月未満	約定利率×40%
H . 3年6ヵ月以上4年未満	約定利率×50%
I . 4年以上4年6ヵ月未満	約定利率×60%
J . 4年6ヵ月以上5年未満	約定利率×70%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3 . (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、第2条の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、証書を発行しないこととし、次により取扱います。

中間利息定期預金の内容については別途に通知します。

なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するとき、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。

中間利息定期預金のみを解約または書替継続することはできません。

4 . (規定等の変更)

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上

(2019年6月現在)

自動継続自由金利型定期預金（M型）〔複利型〕規定

1.（自動継続）

(1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。

継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。

2.（預金の支払時期）

(1) この預金は、第1条第3項により継続停止の申出があったときに、満期日以後に利息とともに支払います。

(2) 第1項にかかわらず、満期日前においてもこの預金の一部を解約することができます。

この場合、第4条の定めにより取扱うこととします。

3.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同様とします。）から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および共通規定第2条第4項により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の 乃至 の利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率とします。

預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6ヵ月以上1年未満	約定利率×20%
C. 1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×30%
D. 1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×40%

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

E . 2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×50%

F . 2年6ヵ月以上4年未満 約定利率×60%

預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A . 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率

B . 6ヵ月以上1年未満 約定利率×15%

C . 1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×20%

D . 1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×30%

E . 2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×35%

F . 2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×40%

G . 3年以上3年6ヵ月未満 約定利率×50%

H . 3年6ヵ月以上5年未満 約定利率×60%

預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A . 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率

B . 6ヵ月以上1年未満 約定利率×10%

C . 1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×15%

D . 1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×20%

E . 2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×25%

F . 2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×30%

G . 3年以上3年6ヵ月未満 約定利率×40%

H . 3年6ヵ月以上4年未満 約定利率×50%

I . 4年以上4年6ヵ月未満 約定利率×60%

J . 4年6ヵ月以上5年未満 約定利率×70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4 . (預金の一部解約)

(1) この預金は、預入日の6ヵ月後の応当日以後であれば、満期日前に預金の一部を解約することができます。ただし、預金の一部を解約することにより、当初預入時の預金金額と一部解約後の預金金額において、当行所定の金額階層区分が相違する場合は、当該預金の一部解約はできません。

(2) この預金の一部を解約するときは、1万円以上の金額で指定してください。

この場合の利息については、第3条第3項の規定を準用します。

(3) 一部解約後のこの預金は、この預金規定により取扱います。

5 . (規定等の変更)

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上

(2019年6月現在)

自動継続自由金利型定期預金（M型）〔据置複利型〕規定

1.（自動継続）

- (1) この預金は、預入日の5年後の応当日（通帳（証書）記載の最長預入期限）に前回と同一の自動継続自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。
継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

2.（預金の支払時期）

- (1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日（継続をしたときはその継続日。以下同様とします。）の6ヵ月後の応当日（通帳（証書）記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の6ヵ月後の応当日。以下同様とします。）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。
- (3) 第1条第3項により継続停止の申出があったとき、および満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

3.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同様とします。）から最長預入期限の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率）によって6ヵ月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、最長預入期限に指定口座へ入金するか、または最長預入期限に元金に組入れて継続する方法により支払います。
ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。
- (2) 据置期間満了日から最長預入期限の前日までの間の任意の日を満期日とした場合には、この預金の利息は第1項にかかわらず、預入日から満期日の前日までの日数および預入期間に応じた当行所定の利率によって6ヵ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を据置期間満了日前に解約する場合および共通規定第2条第4項により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（預金の一部解約）

- (1) この預金の一部を解約することにより、当初預入時の預金金額と一部解約後の預金金額におい

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

て、当行所定の金額階層区分が相違する場合は、当該預金の一部解約はできません。

(2) この預金の一部を解約するときは、1万円以上の金額で指定してください。

この場合の利息については、第3条第2項の規定を準用します。

(3)一部解約後のこの預金は、この預金規定により取扱います。

5. (規定等の変更)

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上

(2019年6月現在)

自由金利型定期預金規定

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳(証書)記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳(証書)記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後(満期日自動解約の場合は満期日)にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳(証書)記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日にあらかじめ指定された預金口座へ入金します。

ただし、中間払利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに当店に提出してください。

中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後(満期日自動解約の場合は満期日)にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および共通規定第2条第4項により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合
解約日における普通預金の利率。

預入日の1ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率とします。)

A. 約定利率 × 70%

B. 約定利率 -
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳(証書)記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

3. (規定等の変更)

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上
(2019年6月現在)

自動継続自由金利型定期預金規定

1. (自動継続)

(1) この預金は、通帳(証書)記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。

継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同様とします。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳(証書)記載の利率(継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳(証書)記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。

中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

預入日の1ヵ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。

また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに当店に提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

(4) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および共通規定第2条第4項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合
解約日における普通預金の利率。

預入日の1ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率とします。）

A．約定利率 × 70%

B．約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3．（規定等の変更）

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上
(2019年6月現在)

変動金利型定期預金（単利型）規定

1.（預金の支払時期）

この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日に、当行所定の算定方式によって算出した利率に変更するものとします。

ただし、この預金の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

3.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳（証書）記載の中間利払利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日にあらかじめ指定された預金口座へ入金します。

ただし、中間払利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。

中間利払日数および通帳（証書）記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後（満期日自動解約の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および共通規定第2条第4項により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

預入日の6ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

預入日の6ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

なお、次のAまたはBの利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率とします。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を精算します。

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

A．預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

(A) 6ヵ月以上1年未満 約定利率×40%

(B) 1年以上3年未満 約定利率×50%

B．預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

(A) 6ヵ月以上1年未満 約定利率×20%

(B) 1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×30%

(C) 1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×40%

(D) 2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×50%

(E) 2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×60%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4．(規定等の変更)

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上
(2019年6月現在)

変動金利型定期預金（複利型）規定

1.（預金の支払時期）

この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日に、当行所定の算定方式によって算出した利率に変更するものとします。

ただし、この預金の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

3.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、満期日以後（満期日自動解約の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および共通規定第2条第4項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の乃至の利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率とします。

6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率×20%
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×30%
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×40%
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×50%
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×60%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（規定等の変更）

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上

(2019年6月現在)

自動継続変動金利型定期預金（単利型）規定

1.（自動継続）

(1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。

継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の算定方式によって算出した利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、同様とします。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日に、当行所定の算定方式によって算出した利率に変更するものとします。

ただし、この預金の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

3.（利率算定方式の変更）

当行所定の利率算定方式は、金融情勢の変化により変更することがあります。

この場合、新利率算定方式は変更日以後最初に到来する継続日から適用し、以後6ヵ月毎の利率変更においても同様とします。

4.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳（証書）記載の中間利払利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日にあらかじめ指定された預金口座へ入金します。

中間利払日数および通帳（証書）記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および共通規定第2条第4項により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

預入日（継続をしたときは最後の継続日）の6ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

預入日（継続をしたときは最後の継続日）の6ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

なお、次のAまたはBの利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率とします。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A．預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- (A) 6ヵ月以上1年未満 約定利率×40%
- (B) 1年以上3年未満 約定利率×50%

B．預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- (A) 6ヵ月以上1年未満 約定利率×20%
- (B) 1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×30%
- (C) 1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×40%
- (D) 2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×50%
- (E) 2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×60%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5．（規定等の変更）

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上

(2019年6月現在)

自動継続変動金利型定期預金（複利型）規定

1.（自動継続）

(1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。

継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の算定方式によって算出した利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、同様とします。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月毎の応当日に、当行所定の算定方式によって算出した利率に変更するものとします。

ただし、この預金の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

3.（利率算定方式の変更）

当行所定の利率算定方式は、金融情勢の変化により変更することがあります。

この場合、新利率算定方式は変更日以後最初に到来する継続日から適用し、以後6ヵ月毎の利率変更においても同様とします。

4.（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については、第1条第2項の利率。以下これを「約定利率」といいます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および共通規定第2条第4項により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

なお、次の乃至の利率が、解約日における普通預金の利率を下回るときは解約日における普通預金の利率とします。

6ヵ月未満

解約日における普通預金の利率

6ヵ月以上1年未満

約定利率×20%

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×30%

1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×40%

2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×50%

2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×60%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (規定等の変更)

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以上

(2019年6月現在)

2. 通知預金規定

1. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは1口5万円以上とします。

2. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- (2) 第5条第2項による場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通を必要とします。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ（証書式の場合は証書と引換えに）、当店で返却します。

4. (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
- (2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は1万円とします。

5. (預金の解約)

- (1) この預金を解約するとき、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。
- (2) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。

① 預金者が当行に対して行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当したことが判明した場合、および次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められた関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

6. (届出事項の変更、通帳(証書)の再発行等)

- (1) 通帳(証書)や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳(証書)または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。なお、証書の再発行は行いません。
- (3) 通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

7. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (印鑑照合)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳(証書)は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 第2条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳（証書）とともに直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、また当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

11. （規定等の変更）

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以 上

(2019年6月現在)

3. 譲渡性預金規定

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書記載の満期日以後に支払います。

2. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日を満期日とした場合には、預入日の1年後の応当日を「中間利払日」とし、次により取扱います。

① 預入日から中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息（以下「中間払利息」といいます。）を、中間利払日以後に支払います。

なお、中間払利息を請求する場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに証書記載の取扱店に提出してください。

② 中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の譲渡があった場合には、この預金の利息は、最終の譲受人に支払います。

ただし、中間払利息は支払請求時の譲受人に支払います。

(3) この預金には、満期日以後は利息を付けません。

(4) この預金の付利単位は1,000万円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (譲渡)

(1) この預金は、利息（未払いの中間払利息を含みます。）とともにのみ譲渡することができます。

その元金の一部を譲渡することはできません。

(2) この預金の譲渡に関する手続は次によるものとします。

① 当行所定の譲渡通知書に、譲渡人が届出の印章により記名押印するとともに譲受人が記名押印したうえ、確定日付を付し、遅滞なく証書とともに証書記載の取扱店に提出してください。

なお、この譲渡通知書に押印された譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届出印鑑とします。

② 当行は、提出された証書に、譲渡についての確認印を押印したうえ返却します。

(3) この預金は、次の各号の一つにでも該当する場合には、譲渡することができないものとし、次の各号の一つにでも該当し、この預金取引を継続することが不適切である場合には、当行は、この預金の譲渡を認めず、この証書に譲渡についての確認印を押印しないことができます。

ただし、預金者または譲渡人が、譲渡の相手方が第1号または第2号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったとき、ならびに、譲受人が、預金者または譲渡人が次の各号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったときは、この限りではありません。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。

① 預金者が当行に対して行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者、譲渡人または譲受人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当したことが判明した場合、および次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められた関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者、譲渡人または譲受人が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4) この預金を質入れする場合には、前3項が準用されるものとします。

4. (預金の解約)

- (1) この預金は、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を満期日以後に解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに証書記載の取扱店に提出してください。

5. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって証書記載の取扱店に届出てください。
この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。
この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 証書を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

6. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. (印鑑照合)

払戻請求書、証書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (譲受人に対する規定の適用)

この規定は、この預金の譲受人についても適用されるものとし、その後の譲受人についても同様とします。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) 第4条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者（この預金の譲受人も含みます。以下、本条において同じ）の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうへ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、直ちに証書記載の取扱店に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、また当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

10. (規定等の変更)

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以 上

(2019年6月現在)

4. 盗難通帳等による預金の不正払戻被害補償に関する追加規定

1. (追加規定の適用範囲等)

- (1) この追加規定は、個人のお客さまの預金取引に適用されます。
- (2) この追加規定は、以下の取扱を定めるものです。
 - ① 盗取された通帳、証書（以下「通帳等」といいます。）を用いて不正な払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。）が行われた場合における取扱
 - ② 本人確認（預金の払戻しにおける権限の確認をいいます。）に関する取扱
- (3) この追加規定は、各種預金規定（以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取扱われるものとし、この追加規定に定めがある事項はこの追加規定の定めが適用され、この追加規定に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. (盗難通帳等による不正な払戻し等)

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、預金者本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 第2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。
- (6) 当行は、①不正な払戻しを受けた者その他の第三者から預金者が損害賠償また不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、②不正払戻しにより被った損害について本人が請求できる保険金相当額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求に応じることはできません。
- (7) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (8) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

3. (預金の払戻しにおける本人確認)

預金の払戻しにおいて、原規定に定めのある払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

4. (規定等の変更)

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以 上

(2019年6月現在)

5. 休眠預金等活用法に関する預金規定

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」という。）に関する取扱いについては、次の規定を適用させていただきます。

この規定において、「当行でお取扱いする預金等」とは、休眠預金等活用法上の預金等のうち、当行にて取扱う以下の預金をいいます。

なお、マル優の適用となっている預金は対象外です。

<預金等の種類>

当座預金（一般当座、専用約束手形口）	自由金利型定期預金 【大口定期預金】
普通預金	自動継続自由金利型定期預金 【大口定期預金】
決済用普通預金（無利息特約付）	変動金利型定期預金（単利型） 【変動金利定期預金】
貯蓄預金	変動金利型定期預金（複利型） 【変動金利定期預金】
納税準備預金	自動継続変動金利型定期預金（単利型） 【変動金利定期預金】
期日指定定期預金	自動継続変動金利型定期預金（複利型） 【変動金利定期預金】
自動継続期日指定定期預金	積立式定期預金
自由金利型定期預金（M型）「単利型」 【スーパー定期、スーパー定期300】	通知預金
自由金利型定期預金（M型）「複利型」 【スーパー定期、スーパー定期300】	定期積金
自由金利型定期預金（M型）「据置複利型」 【スーパー定期、スーパー定期300】	総合口座
自動継続自由金利型定期預金（M型）「単利型」 【スーパー定期、スーパー定期300】	非居住者円普通預金
自動継続自由金利型定期預金（M型）「複利型」 【スーパー定期、スーパー定期300】	別段預金
自動継続自由金利型定期預金（M型）「据置複利型」 【スーパー定期、スーパー定期300】	

1. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

(1) 当行でお取扱いする預金等について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当行ホームページに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者に対して、休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り、
 - ④ この預金が、休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前記(1)2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
 - a 異動事由（当行ホームページにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - b 当行が預金者に対して、休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り、

2. 総合口座(積立式定期預金を担保として利用している場合を含む)、通帳式定期預金口座取引の最終異動日等（規則第4条第3項第6号に係る事由）

この取引における預金のいずれかに将来の債権の行使が期待される事由（前記1. (2)において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

3. 休眠預金等代替金に関する取扱い

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ② この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受け

【定期預金・通知預金・譲渡性預金規定集】

ていること

- ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづき預金等に係る債権が消滅したことにともない、本契約を解約された預金契約についても適用されるものとします。

4. 規定等の変更

本規定は金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、インターネットの利用その他の適切な方法により周知し、変更できるものとします。

以 上

(2019年6月現在)